

＜いじめ防止対策推進法に基づく対応について＞

参考

(1)いじめ事案への適切な対処について

○いじめ防止対策推進法の基本理念(法3条)

いじめの防止等のための対策は、

- ① いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない
- ② 児童等がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない
- ③ いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない

○学校・学校の教職員の責務(法8条)

基本理念にのっとり、関係者との連携を図りつつ、学校全体で

- ① いじめの防止及び早期発見に取り組む
- ② 当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する

(2)いじめの定義(法2条)

- ①児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等 当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う
- ②心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって ※加害者の主観は考慮されない
- ③当該行為の対象となった 児童等が心身の苦痛を感じているもの

【注意点】

○上記②の具体例としては、からかう、悪口を言う、仲間外れにする、集団による無視をする、叩く、蹴る、金品をたかる、金品を隠す、恥ずかしいことをさせる、インターネット上で誹謗中傷するなど。「ふざけていじる行為」についても、いじめと認定された例あり

○上記③については、被害者の言葉を鵜呑みにしない!

被害者はいじめられていても、それを否定する場合があることを踏まえ、「心身の苦痛を感じているか否か」の判断は、被害者の表情や様子や様子をきめ細かく観察する、行為の際の被害者や周辺の状況を客観的に確認するなどして、慎重に行う必要がある。

「いじめであるか否か」は、学校いじめ対策組織で判断
(特定の教職員のみで判断しない!)

(3) 学校においてとるべき措置

いじめに係る情報を
認知した場合の対応(例)



いじめに係る
情報を認知

いじめに係る情報を認知した場合は、
全て必ず報告・共有!

⇒いじめの有無は**組織で判断**

※以下のような理由で報告しないことのないように。

- ・被害者が大丈夫と言っている
- ・教員から見て、いじめの事実があるとは思えない

(法23条1項)

報告

学校いじめ対策組織

※法22条の規定による常設組織

第三者

弁護士

臨床心理士

保護者代表

地域代表など

組織内で情報を共有

管理職等

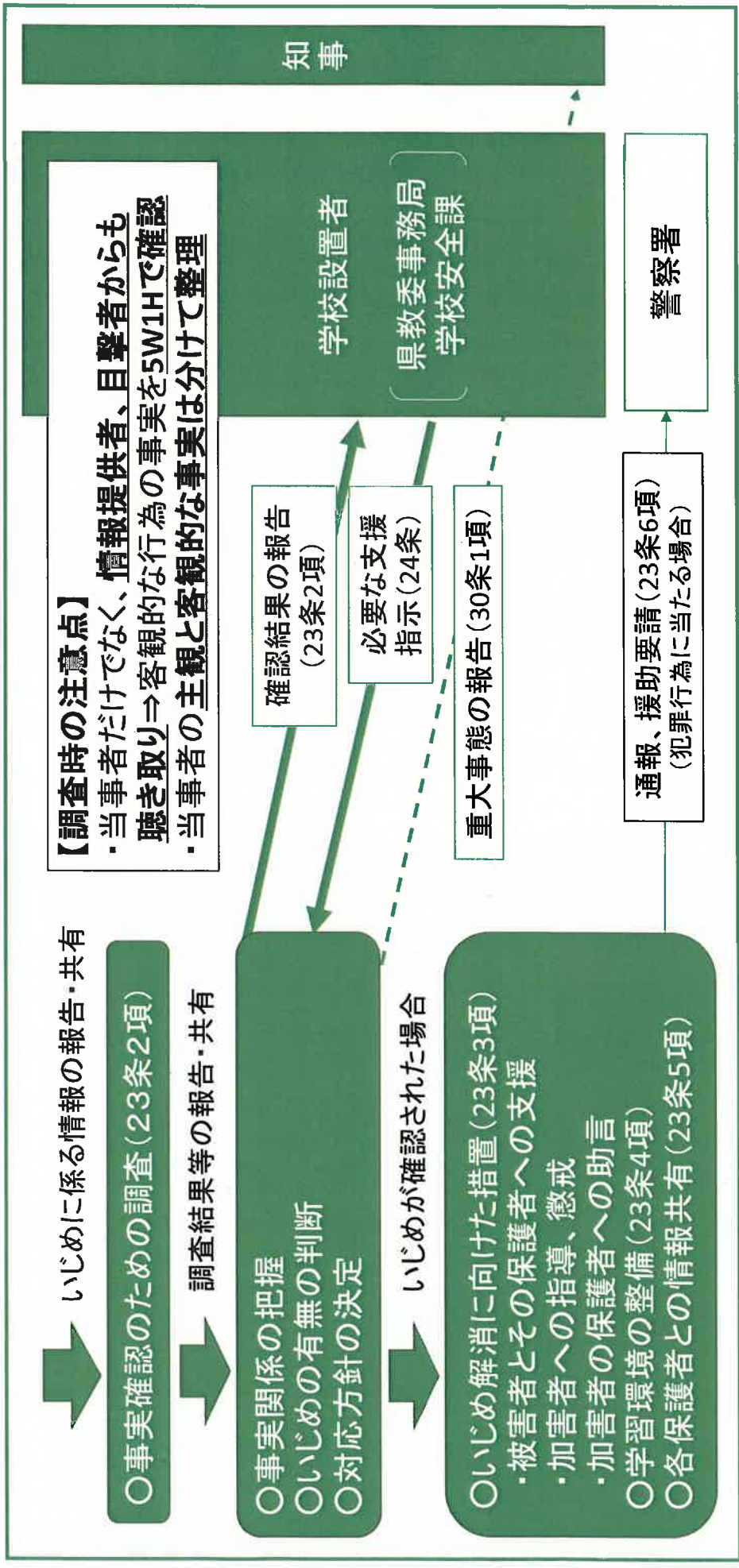
教職員

報告の経路や方法、報告事項
(各職員が記録すべき事項)を
明文化し、全職員で共有する

必要あり!

(3) 学校においてとるべき措置

いじめの疑いがある事案への対処 ~ 学校いじめ対策組織を中心として~



(3) 学校においてとるべき措置

〇いじめが疑われる事案については、
校長先生のリーダーシップの下に、
学校全体で対応する必要あり

事務局とも
連携しながら

学校全体で対応するため...

以下の点について、今一度ご確認を！

①いじめが疑われる事案への対応フロー（※）は明確化されているか？

（※）いじめに係る情報を報告する経路や手段、報告すべき内容、情報を受けて誰が
どのように動くかなど

⇒ 学校いじめ基本方針やそれに基づくマニュアル等で明文化する！

②「いじめの定義」や「対応フロー」が全教職員に周知徹底されているか？

⇒ 職員研修等の場で、再度意識の共有を図る！

＜参考＞対処に当たっての心構え

危機管理対応の要諦 「サ、シ、ス、セ、ソ」

- 「サ」 常に「最悪を思い」、
- 「シ」「ス」 「慎重」かつ「素早く」、
- 「セ」 「誠意をもって」、
- 「ソ」 「組織で」(学校・教委で)対応

【抄】第71号法律平成25年（防止対策）参考＜いじめ＞

(いじめに対する措置)

- 第二十三条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。
- 2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。
- 3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対して、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。
- 4 学校は、前項の場合において必要があるときは、いじめを行なった児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行なった児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

＜参考＞いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）【抄】

（学校の設置者による措置）

第二十四条 学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要は必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

（校長及び教員による懲戒）

第二十五条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

（基本理念）

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

＜参考＞岐阜県におけるいじめの防止等のための基本方針

Ⅲ-2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織【関係部分抜粋】

学校いじめ対策組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、いじめの疑いに関する情報が的確に共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすること、特に事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は、組織的に行うことが必要である。教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談することや、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

学校として、学校いじめ防止基本方針やマニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容(いつ、どこで、誰が、何が、何を、どのように等)を明確に定めておく必要がある。

これらのいじめの情報共有は、個々の教職員の責任追及のために行うものではなく、気付きを共有して早期対応につなげることが目的であり、学校の管理職は、リーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む必要がある。

Ⅲ-3 学校におけるいじめ防止等に関する措置 (3)いじめへの対処【関係部分抜粋】

学校教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、同項(※法23条1項)の規定に違反し得る。

また、各教職員は学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。